

山梨労働局発表
令和5年1月27日

【照会先】

山梨労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 内田 良仁
外国人雇用対策担当官 小泉 仁
(電話) 055-225-2858 (内線 461・466)

山梨県内の「外国人雇用状況」について (令和4年10月末現在)

～外国人労働者数は 10,433 人。過去最高を更新。～

山梨労働局（局長：生方 勝）では外国人雇用状況の届出制度に基づき、令和4年10月末現在の山梨県内の外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数を集計しましたので公表します。

【概要】

- ① 外国人労働者を雇用している事業所数は 1,763 か所（前年比 9.0%増）
- ② 外国人労働者数は 10,433 人（同 13.3%増）
- ③ 国籍別の状況として、外国人労働者数が多い上位3か国
 - ・ベトナム 2,641 人（全体の 25.3%）
 - ・ブラジル 1,919 人（同 18.4%）
 - ・中国（※） 1,583 人（同 15.2%）（※香港、マカオを含む）
- ④ 在留資格別の状況として、外国人労働者数が多い上位3資格
 - ・身分に基づく在留資格 4,931 人（全体の 47.3%）
 - ・専門的・技術的分野の在留資格 2,216 人（同 21.2%）
 - ・技能実習 2,121 人（同 20.3%）なお、平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は 586 人
- ⑤ 産業別の状況は、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに、「製造業」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の 28.3%、外国人労働者全体の 35.6%
- ⑥ 事業所規模別の状況は、「30人未満の事業所」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の 60.4%、外国人労働者全体の 38.7%

山梨県内の外国人雇用状況について(令和4年 10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今回公表した数値は、令和4年10月末時点の山梨県内の届出状況を集計したものである。

*労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法（外国人雇用状況の届出等）第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

II 届出状況の概要

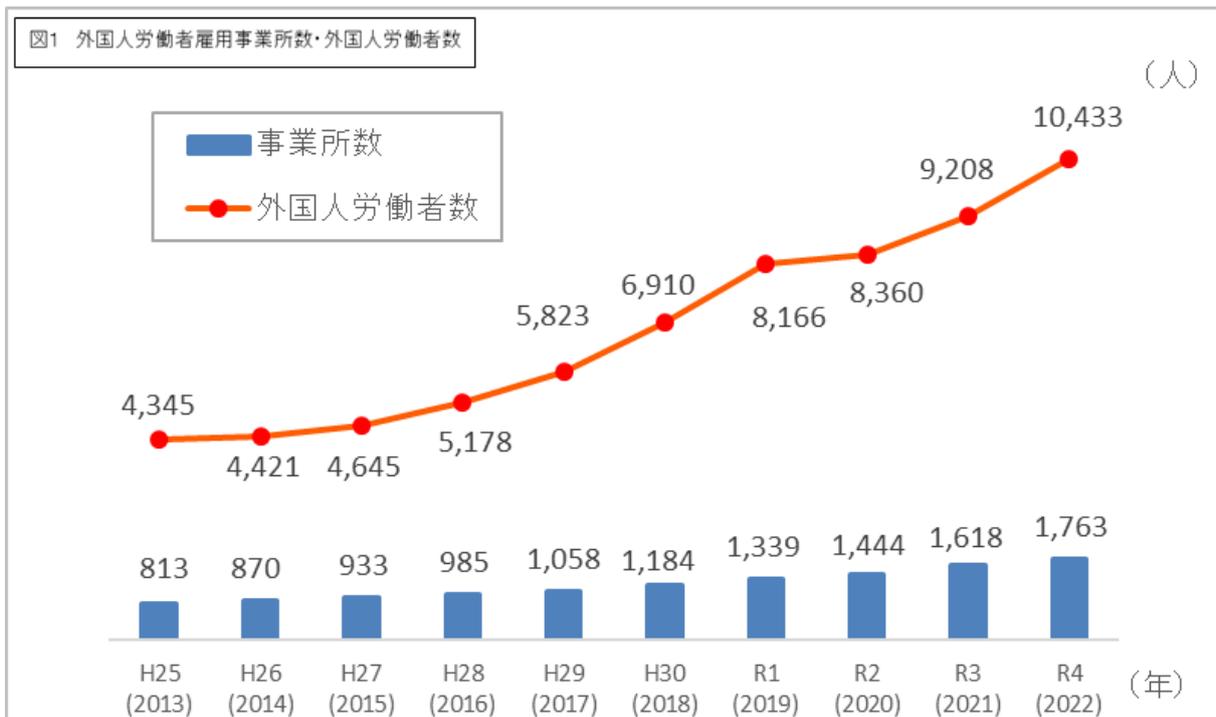
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,763か所であり、外国人労働者数は10,433人であった。【図1】

これを令和3年10月末現在と比較すると、事業所数は145か所、9.0%増加し、外国人労働者数は1,225人、13.3%増加した。【参考表 参考-1】

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は131か所(事業所全体の7.4%)、当該事業所で就労する外国人労働者は2,745人(外国人労働者数全体の26.3%)。

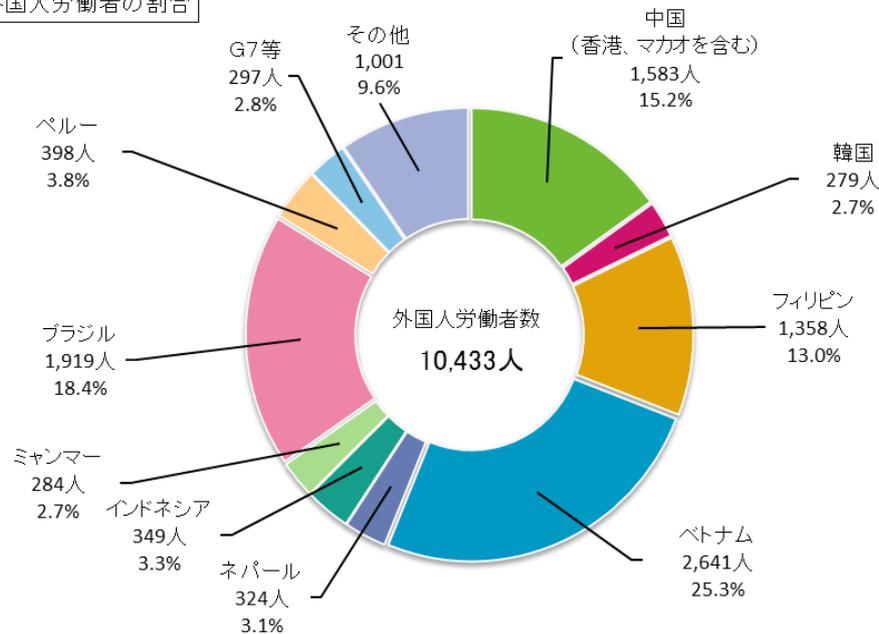
【別表2】



2 外国人労働者の属性

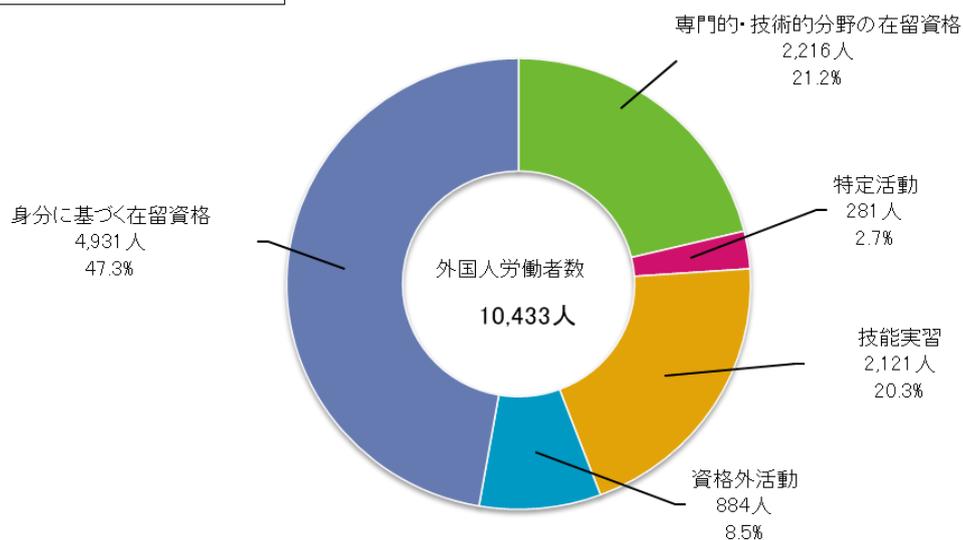
(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く外国人労働者数全体の 25.3%を占め、次いで、ブラジルが 18.4%、中国が 15.2%の順となっている。【図 2、別表 1】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く外国人労働者全体の 47.3%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 21.2%、「技能実習」が 20.3%の順となっている。【図 3、別表 1】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能 1号・2号」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは、「技能実習」が45.7%、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が36.0%を占めている。

ブラジルでは、「身分に基づく在留資格」の割合が99.6%を占めており、その内訳をみると「永住者」が40.5%、「定住者」が41.3%となっている。

中国では、「身分に基づく在留資格」が40.1%、「専門的・技術的分野の在留資格」が25.7%、フィリピンでは、「身分に基づく在留資格」が73.6%、「技能実習」が17.5%を占めている。

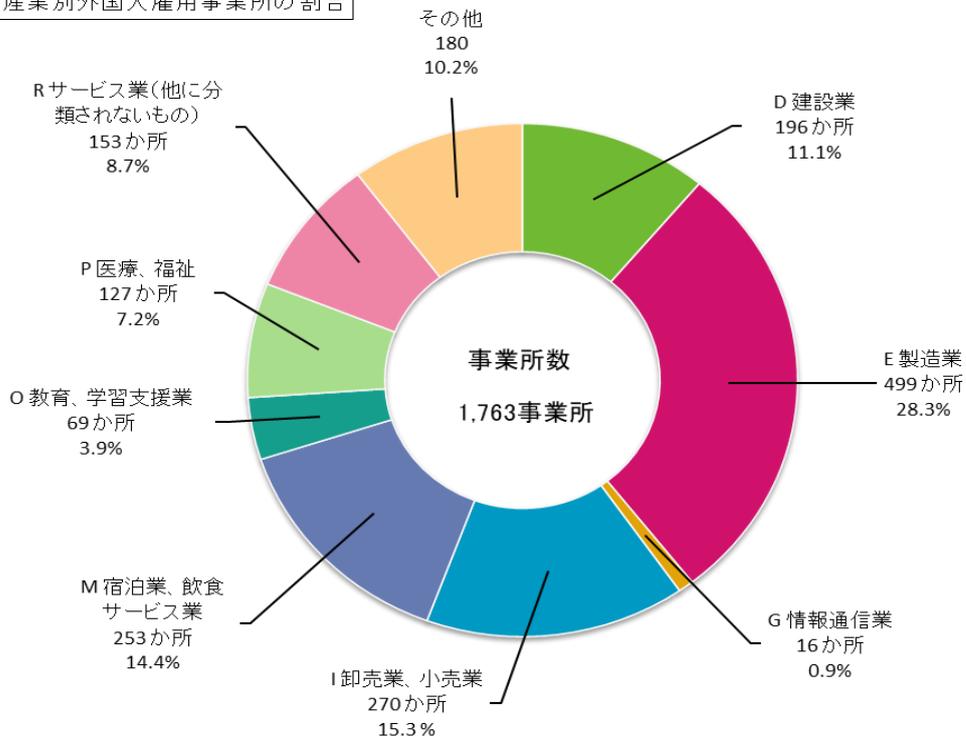
G7等³では、「身分に基づく在留資格」が40.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」が44.8%を占めている【別表1】

³ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

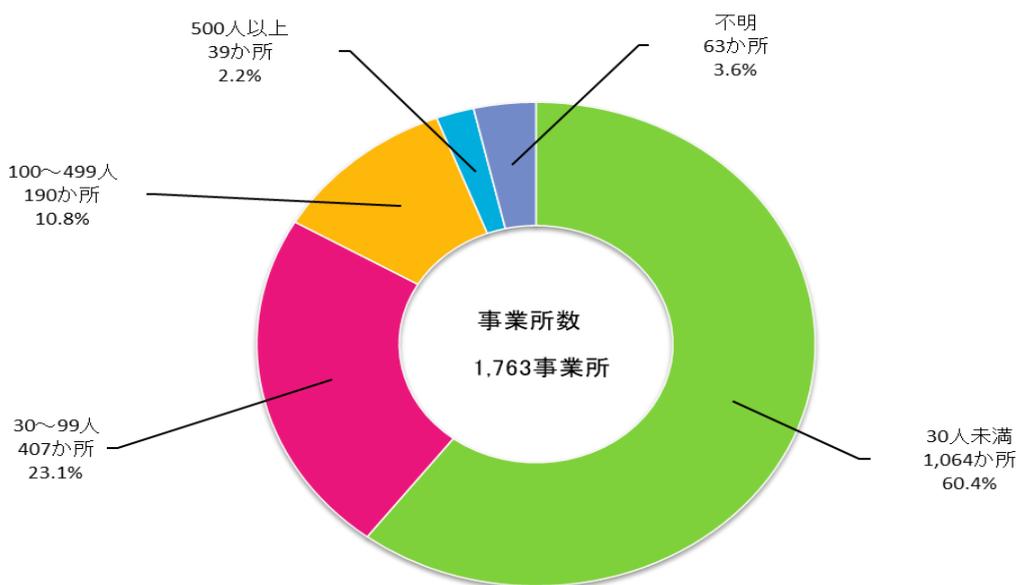
(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が28.3%、「卸売業、小売業」が15.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%の順となっている。【図4、別表2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の60.4%を占めている。【図5、別表5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

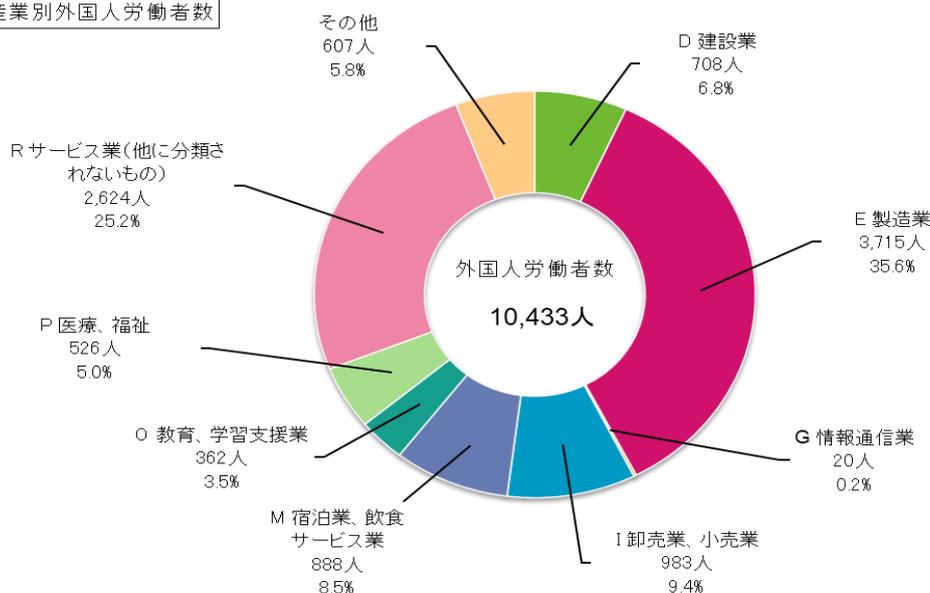


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が35.6%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」⁴が25.2%、「卸売業、小売業」が9.4%となっている。【図6、別表2】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の6.7%にあたる250人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同90.7%にあたる2,380人となっている。【別表2】

図6 産業別外国人労働者数



また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」45.4%、「サービス業（他に分類されないもの）」12.3%となっている。また、「技能実習」では「製造業」が50.8%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「サービス業（他に分類されないもの）」45.1%となっている。【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、フィリピン、韓国で「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ52.8%、50.3%、45.6%、39.7%、35.1%、となっている。ブラジル、ペルーでは「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ61.6%、51.5%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が35.5%、G7等では「教育、学習支援業」が50.8%と最も高い割合を占めている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ64.8%、54.3%となっている。【別表4】

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者全体の38.7%を占めている。【別表5】

⁴「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	10,433	2,216 (21.2%)	1,290 (12.4%)	281 (2.7%)	2,121 (20.3%)	884 (8.5%)	663 (6.4%)	4,931 (47.3%)	2,793 (26.8%)	838 (8.0%)	104 (1.0%)	1,196 (11.5%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	1,583 [15.2%]	407 (25.7%)	309 (19.5%)	23 (1.5%)	123 (7.8%)	395 (25.0%)	348 (22.0%)	635 (40.1%)	473 (29.9%)	91 (5.7%)	25 (1.6%)	46 (2.9%)	0 (0.0%)
韓国	279 [2.7%]	69 (24.7%)	47 (16.8%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	29 (10.4%)	14 (5.0%)	179 (64.2%)	134 (48.0%)	34 (12.2%)	0 (0.0%)	11 (3.9%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,358 [13.0%]	90 (6.6%)	35 (2.6%)	15 (1.1%)	238 (17.5%)	15 (1.1%)	9 (0.7%)	1,000 (73.6%)	661 (48.7%)	165 (12.2%)	16 (1.2%)	158 (11.6%)	0 (0.0%)
ベトナム	2,641 [25.3%]	951 (36.0%)	462 (17.5%)	183 (6.9%)	1,208 (45.7%)	186 (7.0%)	122 (4.6%)	113 (4.3%)	39 (1.5%)	27 (1.0%)	26 (1.0%)	21 (0.8%)	0 (0.0%)
ネパール	324 [3.1%]	182 (56.2%)	154 (47.5%)	5 (1.5%)	51 (15.7%)	68 (21.0%)	3 (0.9%)	18 (5.6%)	10 (3.1%)	5 (1.5%)	0 (0.0%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)
インドネシア	349 [3.3%]	78 (22.3%)	23 (6.6%)	22 (6.3%)	194 (55.6%)	17 (4.9%)	14 (4.0%)	38 (10.9%)	19 (5.4%)	7 (2.0%)	1 (0.3%)	11 (3.2%)	0 (0.0%)
ミャンマー	284 [2.7%]	44 (15.5%)	25 (8.8%)	5 (1.8%)	224 (78.9%)	8 (2.8%)	8 (2.8%)	3 (1.1%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
ブラジル	1,919 [18.4%]	3 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)	1,911 (99.6%)	777 (40.5%)	328 (17.1%)	13 (0.7%)	793 (41.3%)	0 (0.0%)
ペルー	398 [3.8%]	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	397 (99.7%)	287 (72.1%)	22 (5.5%)	9 (2.3%)	79 (19.8%)	0 (0.0%)
G7等 (注4)	297 [2.8%]	133 (44.8%)	46 (15.5%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	40 (13.5%)	38 (12.8%)	121 (40.7%)	63 (21.2%)	52 (17.5%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	146 [1.4%]	86 (58.9%)	25 (17.1%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	4 (2.7%)	4 (2.7%)	55 (37.7%)	27 (18.5%)	24 (16.4%)	1 (0.7%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)
うちイギリス	34 [0.3%]	12 (35.3%)	4 (11.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	21 (61.8%)	13 (38.2%)	7 (20.6%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
その他	1,001 [9.6%]	258 (25.8%)	187 (18.7%)	23 (2.3%)	83 (8.3%)	121 (12.1%)	102 (10.2%)	516 (51.5%)	328 (32.8%)	107 (10.7%)	12 (1.2%)	69 (6.9%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。なお、比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	1,763	131	[7.4%]	100.0%	10,433	2,745	[26.3%]	100.0%
A 農業、林業	37	0	[0.0%]	2.1%	119	0	[0.0%]	1.1%
うち 農業	35	0	[0.0%]	2.0%	117	0	[0.0%]	1.1%
B 漁業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	[0.0%]	0.1%	4	0	[0.0%]	0.0%
D 建設業	196	3	[1.5%]	11.1%	708	17	[2.4%]	6.8%
E 製造業	499	36	[7.2%]	28.3%	3,715	250	[6.7%]	35.6%
うち 食料品製造業	54	1	[1.9%]	3.1%	1,256	8	[0.6%]	12.0%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	7	0	[0.0%]	0.4%	22	0	[0.0%]	0.2%
うち 繊維工業	19	1	[5.3%]	1.1%	148	16	[10.8%]	1.4%
うち 金属製品製造業	60	0	[0.0%]	3.4%	225	0	[0.0%]	2.2%
うち 生産用機械器具製造業	22	2	[9.1%]	1.2%	162	5	[3.1%]	1.6%
うち 電気機械器具製造業	47	6	[12.8%]	2.7%	471	69	[14.6%]	4.5%
うち 輸送用機械器具製造業	32	3	[9.4%]	1.8%	197	10	[5.1%]	1.9%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	[50.0%]	0.1%	6	5	[83.3%]	0.1%
G 情報通信業	16	0	[0.0%]	0.9%	20	0	[0.0%]	0.2%
H 運輸業、郵便業	39	1	[2.6%]	2.2%	138	2	[1.4%]	1.3%
I 卸売業、小売業	270	3	[1.1%]	15.3%	983	22	[2.2%]	9.4%
J 金融業、保険業	4	0	[0.0%]	0.2%	12	0	[0.0%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	9	0	[0.0%]	0.5%	10	0	[0.0%]	0.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	18	1	[5.6%]	1.0%	40	2	[5.0%]	0.4%
M 宿泊業、飲食サービス業	253	4	[1.6%]	14.4%	888	16	[1.8%]	8.5%
うち 宿泊業	86	3	[3.5%]	4.9%	294	15	[5.1%]	2.8%
うち 飲食店	162	1	[0.6%]	9.2%	588	1	[0.2%]	5.6%
N 生活関連サービス業、娯楽業	37	3	[8.1%]	2.1%	172	30	[17.4%]	1.6%
O 教育、学習支援業	69	2	[2.9%]	3.9%	362	2	[0.6%]	3.5%
P 医療、福祉	127	1	[0.8%]	7.2%	526	11	[2.1%]	5.0%
うち 医療業	36	0	[0.0%]	2.0%	127	0	[0.0%]	1.2%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	90	1	[1.1%]	5.1%	397	11	[2.8%]	3.8%
Q 複合サービス事業	3	0	[0.0%]	0.2%	12	0	[0.0%]	0.1%
R サービス業（他に分類されないもの）	153	75	[49.0%]	8.7%	2,624	2,380	[90.7%]	25.2%
うち 自動車整備業	14	0	[0.0%]	0.8%	39	0	[0.0%]	0.4%
うち 職業紹介・労働者派遣業	57	55	[96.5%]	3.2%	1,690	1,688	[99.9%]	16.2%
うち その他の事業サービス業	59	18	[30.5%]	3.3%	832	685	[82.3%]	8.0%
S 公務（他に分類されるものを除く）	27	1	[3.7%]	1.5%	92	8	[8.7%]	0.9%
T 分類不能の産業	2	0	[0.0%]	0.1%	2	0	[0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	10,433	708	6.8%	3,715	35.6%	20	0.2%	983	9.4%	888	8.5%	362	3.5%	526	5.0%	2,624	25.2%
①専門的・技術的分野の在留資格 （注3）	2,216	78	3.5%	1,006	45.4%	10	0.5%	182	8.2%	230	10.4%	175	7.9%	96	4.3%	272	12.3%
うち技術・人文知識・国際業務	1,290	50	3.9%	501	38.8%	10	0.8%	138	10.7%	167	12.9%	74	5.7%	1	0.1%	257	19.9%
②特定活動 （注4）	281	37	13.2%	112	39.9%	0	0.0%	12	4.3%	31	11.0%	4	1.4%	65	23.1%	14	5.0%
③技能実習	2,121	422	19.9%	1,078	50.8%	0	0.0%	165	7.8%	21	1.0%	-	0.0%	200	9.4%	79	3.7%
④資格外活動	884	2	0.2%	83	9.4%	1	0.1%	223	25.2%	431	48.8%	65	7.4%	22	2.5%	36	4.1%
うち留学	663	-	0.0%	17	2.6%	1	0.2%	182	27.5%	368	55.5%	61	9.2%	13	2.0%	12	1.8%
⑤身分に基づく在留資格	4,931	169	3.4%	1,436	29.1%	9	0.2%	401	8.1%	175	3.5%	118	2.4%	143	2.9%	2,223	45.1%
うち永住者	2,793	96	3.4%	898	32.2%	7	0.3%	289	10.3%	120	4.3%	76	2.7%	105	3.8%	1,004	35.9%
うち日本人の配偶者等	838	20	2.4%	247	29.5%	1	0.1%	59	7.0%	28	3.3%	38	4.5%	16	1.9%	395	47.1%
うち永住者の配偶者等	104	5	4.8%	21	20.2%	0	0.0%	7	6.7%	4	3.8%	1	1.0%	-	0.0%	66	63.5%
うち定住者	1,196	48	4.0%	270	22.6%	1	0.1%	46	3.8%	23	1.9%	3	0.3%	22	1.8%	758	63.4%
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者数の比率を示す。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
	うち派遣・請負事業所（注2）	構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）		構成比（注3）	
全国籍計	10,433	2,745	26.3%	708	6.8%	3,715	35.6%	20	0.2%	983	9.4%	888	8.5%	362	3.5%	526	5.0%	2,624	25.2%
中国 （香港、マカオを含む）	1,583	201	12.7%	51	3.2%	478	30.2%	9	0.6%	283	17.9%	348	22.0%	72	4.5%	40	2.5%	201	12.7%
韓国	279	27	9.7%	6	2.2%	98	35.1%	3	1.1%	40	14.3%	29	10.4%	16	5.7%	29	10.4%	33	11.8%
フィリピン	1,358	422	31.1%	57	4.2%	539	39.7%	1	0.1%	120	8.8%	64	4.7%	15	1.1%	60	4.4%	414	30.5%
ベトナム	2,641	283	10.7%	368	13.9%	1,329	50.3%	-	0.0%	239	9.0%	120	4.5%	8	0.3%	142	5.4%	280	10.6%
ネパール	324	43	13.3%	5	1.5%	47	14.5%	-	0.0%	24	7.4%	115	35.5%	5	1.5%	68	21.0%	44	13.6%
インドネシア	349	39	11.2%	59	16.9%	159	45.6%	1	0.3%	34	9.7%	22	6.3%	3	0.9%	40	11.5%	19	5.4%
ミャンマー	284	10	3.5%	17	6.0%	150	52.8%	-	0.0%	10	3.5%	15	5.3%	-	0.0%	87	30.6%	4	1.4%
ブラジル	1,919	1,243	64.8%	57	3.0%	527	27.5%	2	0.1%	62	3.2%	23	1.2%	7	0.4%	21	1.1%	1,183	61.6%
ペルー	398	216	54.3%	24	6.0%	103	25.9%	-	0.0%	30	7.5%	3	0.8%	3	0.8%	5	1.3%	205	51.5%
G7等（注4）	297	14	4.7%	1	0.3%	17	5.7%	2	0.7%	7	2.4%	37	12.5%	151	50.8%	1	0.3%	11	3.7%
うちアメリカ	146	7	4.8%	1	0.7%	7	4.8%	1	0.7%	4	2.7%	3	2.1%	76	52.1%	1	0.7%	6	4.1%
うちイギリス	34	1	2.9%	-	0.0%	1	2.9%	-	0.0%	1	2.9%	2	5.9%	22	64.7%	-	0.0%	-	0.0%
その他	1,001	247	24.7%	63	6.3%	268	26.8%	2	0.2%	134	13.4%	112	11.2%	82	8.2%	33	3.3%	230	23.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表5〕 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人）

		事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数	
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・請負 事業所(注3)	
全事業所規模計		1,763	131	[7.4%]	100.0%	10,433	2,745	[26.3%]	100.0%	5.9	21.0
事業所 労働者 数	30人未満	1,064	58	[5.5%]	60.4%	4,041	1,191	[29.5%]	38.7%	3.8	20.5
	30～99人	407	47	[11.5%]	23.1%	2,882	853	[29.6%]	27.6%	7.1	18.1
	100～499人	190	26	[13.7%]	10.8%	2,037	701	[34.4%]	19.5%	10.7	27.0
	500人以上	39	-	[0.0%]	2.2%	1,323	-	[0.0%]	12.7%	33.9	-
	不明	63	-	[0.0%]	3.6%	150	-	[0.0%]	1.4%	2.4	-

注1： 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2： 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3： 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4： 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

[別表6] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（山梨労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	特定技能計	特定産業分野（注1）											
		介護	ビルク リーニン グ	素形材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業 （注2）	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	586	79	0	57	24	0	5	0	0	24	4	380	13

注1：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。

注2：令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

[参考-1]外国人雇用事業所数・外国人労働者数(総数)

(単位:所、人、%)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
事業所数	1,184	11.9	1,339	13.1	1,444	7.8	1,618	12.0	1,763	9.0
派遣・請負(注2)	113	11.9	122	8.0	113	-7.4	126	11.5	131	4.0
外国人労働者数	6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1	10,433	13.3
男性	3,154		3,764		3,979		4,407		5,067	
女性	3,756		4,402		4,381		4,801		5,366	
派遣・請負(注2)	2,255	34.6	2,465	9.3	2,251	-8.7	2,634	17.0	2,745	4.2

注1:事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末現在。

注2:「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考-2]外国人雇用事業所数(産業別・事業所規模別)

(単位:所、%)

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
			対前年増減率								
事業所総数		1,184	11.9	1,339	13.1	1,444	7.8	1,618	12.0	1,763	9.0
産業別	建設業	100	26.6	132	32.0	152	15.2	175	15.1	196	12.0
	製造業	415	5.9	438	5.5	451	3.0	478	6.0	499	4.4
	情報通信業	5	66.7	4	-20.0	9	125.0	14	55.6	16	14.3
	卸売業、小売業	158	12.1	187	18.4	209	11.8	249	19.1	270	8.4
	宿泊業、飲食サービス業	142	21.4	177	24.6	196	10.7	220	12.2	253	15.0
	教育、学習支援業	62	3.3	62	0.0	61	-1.6	63	3.3	69	9.5
	医療、福祉	62	12.7	68	9.7	86	26.5	101	17.4	127	25.7
	サービス業(他に分類されないもの)	106	17.8	124	17.0	133	7.3	149	12.0	153	2.7
	その他	134	10.7	147	9.7	147	0.0	169	15.0	180	6.5
規模別	30人未満	673	13.9	777	15.5	848	9.1	980	15.6	1,064	8.6
	30～99人	292	11.5	327	12.0	349	6.7	376	7.7	407	8.2
	100～499人	162	7.3	162	0.0	173	6.8	180	4.0	190	5.6
	500人以上	22	0.0	26	18.2	28	7.7	29	3.6	39	34.5
	不明	35	9.4	47	34.3	46	-2.1	53	15.2	63	18.9

注1:各年10月末現在。

注2:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考-3]外国人労働者数(国籍別)

(単位:人、%)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数	6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1	10,433	13.3
中国(香港、マカオを含む)	1,226	8.9	1,446	17.9	1,455	0.6	1,539	5.8	1,583	2.9
韓国	229	12.8	263	14.8	256	-2.7	262	2.3	279	6.5
フィリピン	1,126	2.2	1,226	8.9	1,146	-6.5	1,233	7.6	1,358	10.1
ベトナム	1,155	53.6	1,680	45.5	1,936	15.2	2,191	13.2	2,641	20.5
ネパール	101	48.5	162	60.4	185	14.2	227	22.7	324	42.7
インドネシア	178	3.5	214	20.2	224	4.7	223	-0.4	349	56.5
ミャンマー	56	124.0	123	119.6	148	20.3	180	21.6	284	57.8
ブラジル	1,520	17.6	1,653	8.7	1,666	0.8	1,800	8.0	1,919	6.6
ペルー	372	37.3	393	5.6	358	-8.9	411	14.8	398	-3.2
G7等	237	6.3	250	5.5	249	-0.4	265	6.4	297	12.1
うちアメリカ	137	6.2	143	4.4	134	-6.3	136	1.5	146	7.4
うちイギリス	29	-3.3	32	10.3	27	-15.6	30	11.1	34	13.3
その他	710	20.7	756	6.5	737	-2.5	877	19.0	1,001	14.1

注1: 各年10月末現在。

注2: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考-4]外国人労働者数(在留資格別・産業別)

(単位:人、%)

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
外国人労働者総数		6,910	18.7	8,166	18.2	8,360	2.4	9,208	10.1	10,433	13.3
在留資格別	専門的・技術的分野の在留資格	860	21.3	1,035	20.3	1,268	22.5	1,550	22.2	2,216	43.0
	うち技術・人文知識・国際業務	634	29.1	794	25.2	972	22.4	1,124	15.6	1,290	14.8
	特定活動	95	48.4	123	29.5	107	-13.0	175	63.6	281	60.6
	技能実習	1,432	13.6	1,975	37.9	1,991	0.8	1,880	-5.6	2,121	12.8
	資格外活動	508	24.8	702	38.2	678	-3.4	787	16.1	884	12.3
	うち留学	394	24.3	542	37.6	507	-6.5	563	11.0	663	17.8
	身分に基づく在留資格	4,014	18.7	4,331	7.9	4,316	-0.3	4,816	11.6	4,931	2.4
	うち永住者	2,323	16.7	2,477	6.6	2,445	-1.3	2,751	12.5	2,793	1.5
	うち日本人の配偶者等	680	10.4	741	9.0	757	2.2	858	13.3	838	-2.3
	うち定住者	909	23.8	1,015	11.7	1,019	0.4	1,094	7.4	1,196	9.3
不明	1	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
産業別	建設業	280	29.6	413	47.5	504	22.0	559	10.9	708	26.7
	製造業	2,780	3.2	2,992	7.6	3,096	3.5	3,171	2.4	3,715	17.2
	情報通信業	5	66.7	6	20.0	10	66.7	19	90.0	20	5.3
	卸売業、小売業	462	26.6	763	65.2	845	10.7	930	10.1	983	5.7
	宿泊業、飲食サービス業	437	33.2	658	50.6	656	-0.3	754	14.9	888	17.8
	教育、学習支援業	265	9.1	282	6.4	289	2.5	323	11.8	362	12.1
	医療、福祉	139	-3.5	205	47.5	243	18.5	355	46.1	526	48.2
	サービス業(他に分類されないもの)	2,003	46.7	2,284	14.0	2,143	-6.2	2,532	18.2	2,624	3.6
	その他	539	15.7	563	4.5	574	2.0	565	-1.6	607	7.4

注1:各年10月末現在。

注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

注3:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。